

## 埼玉県建設工事遠隔検査試行要領

### (目的)

第1条 本要領は、埼玉県県土整備部、都市整備部が発注する工事（営繕工事は除く）について、埼玉県土木工事検査要綱に基づく検査をWeb会議システム等により実施する場合に必要な事項を定め、効率的かつ適正な検査を円滑に実施することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本試行要領における用語を以下の各号のとおり定める。

#### 一 検査員

埼玉県土木工事検査要綱第2条第1号、第2号に定める検査員をいう。

#### 二 検査

埼玉県土木工事検査要綱第2条第3号、第4号、第5号の各号に定める検査をいう。

#### 三 監督員等

埼玉県土木工事監督要綱第2条に定める総括監督員及び監督員をいう。

#### 四 Web会議システム等

インターネットを介して、遠隔地にいる相手とリアルタイムで映像や音声、資料等の共有を行うツールの総称（Teams~~ZOOM~~、情報共有システムの遠隔臨場オプション等）をいう。

#### 五 遠隔検査

Web会議システム等を用いた検査をいう。なお、検査実施に係る関係者の一部がWeb会議システム等を用いて検査を行うことも可能である。

#### 六 工事

埼玉県県土整備部、都市整備部が発注する工事のうち営繕工事を除く工事をいう。なお、雑草刈払業務、排水機場点検業務等の土木施設維持管理業務委託に適用することができる。

### (適用の範囲)

第3条 本要領は、工事の中間検査における書類検査に適用することができる。実施にあたっては、契約後に受発注者間で協議を行い、合意を得た工事について実施する。

2 発注者は、「埼玉県建設DX関係特記仕様書記載例」を参考に、特記仕様書へ記載すること。

3 第1項の定めに関わらず、工事の受注者が中間検査及び既成部査査を円滑に実施した実績があり、かつ受発注者間で協議を行い合意を得た場合は、既成部査査又は完成検査における書類検査を遠隔検査にて実施することができる。

4 遠隔検査を実施する場合は、工事記録で報告すること。

5 埼玉県土木工事監督要綱第40条及び第41条の工場検査は対象外とする。工場検査は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領」に基づき実施する。

### (事前準備)

第4条 遠隔検査を実施する場合、工事記録に遠隔検査の実施の旨及び以下の各号が記載されていること。ただし「建設工事の遠隔臨場実施要領」に基づき遠隔臨場を実施し、同要領「1. 3 工事記録」に基づいて工事記録またはその添付書類（変更施工計画書等）に以下の各号が記載されている場合、改めての記載は必要ない。

- 一 業務以外での利用を行わないこと。
  - 二 発注者の埼玉県がホストとなること。
  - 三 受注者の接続回線にフリーWi-Fiを用いないこと。
  - 四 使用する端末は、OSのセキュリティパッチやソフトウェアアップデートが最新である等、情報セキュリティが確保されていること。
  - 五 画面や音声が関係者以外の目や耳に触れない場所で利用すること。
  - 六 発注者のミーティングルームには、業務計画書に記載された者以外接続させないと。
  - 七 その他、利用に際しては事前に受発注者で確認を行うこと。
- 2 検査に先立ち、以下の各号を満たしていること。
- 一 検査員に遠隔検査の実施が通知されていること。通知の方法は問わない。
  - 二 検査に必要な成果品データ及び紙成果品及び試験片等が検査員及び監督員等に事前に共有されていること。電子データの共有の方法は検査員及び監督員等が各自の端末から電子データを直接閲覧可能な状態であれば、ファイルの送受信又は情報共有システム上での共有する等、方法を問わない。ただし、Web会議システム等による画面共有は事前共有に含めない。
  - 三 検査に必要な通信環境及びWeb会議システム並びに情報共有システムのユーザーID（情報共有システムを利用する場合）及び検査員の端末等が準備され、接続が確認されていること。
  - 四 設計書、入札関係書類、予定価格調書、契約書等の履行の確認に必要な書類を遠隔検査で確認する場合は、全庁共有ストレージまたは電子メールを用いて検査員及び監督員等の間で共有すること。

### (遠隔検査の実施)

第5条 遠隔検査の実施にあたり、監督員等がWeb会議システム等を主催する。ただし、情報共有システムの遠隔臨場オプション機能を利用する場合は受注者が主催することができる。

- 2 監督員等は受注者の接続確認、画面共有機能の確認、カメラの確認を行う。
- 3 受注者は検査員にWeb会議システム等の画面共有機能を用いて書類を表示し、説明を行う。

### (遠隔検査の費用)

第6条 遠隔検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、管理費区分は「全ての間接費の対象にしない場合」として計上すること。機器費用の考え方、費用の対象は埼玉県県土整備部・都市整備部「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領」の「5 費用算出方法」に準ずる。

- 2 遠隔検査の実施にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積を徴収し対応すること。ただし、遠隔検査の実施にのみ遠隔臨場オプション契約を締結する場合には、Web会議システムの利用を検討する等、適切な費用を積上げることに留意すること。
- 3 別途、段階確認等で遠隔臨場を実施している際には、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとし、機器貸与期間等の積上げには留意すること。

#### (その他)

第7条 今後の適正な取組みに資するため、受注者及び発注者等を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は対応すること。

- 2 電波状況等により遠隔検査が中断された場合の対応について、事前に受注者、監督員等で協議を行うこと。特に年度末検査等の再検査が困難になる恐れがある場合は、検査員との事前調整を行い、検査日程の変更を検討すること。

#### (定めのない事項)

第8条 本要領に定めがない事項に関しては、「遠隔臨場による工事検査に関する監督・検査実施要領（案）」（国土交通省）を準用するほか、受注者及び監督員等並びに検査員及び監督員等の協議により定めるものとする。

#### 附則

- 1 この要領は令和6年10月1日以降に公告する工事に適用する。
- 2 前項の規定に関わらず、令和6年9月30日までに公告したものについては、受発注者間で協議を行い、合意を得た場合、適用することができる。

#### 附則

- 1 この要領は令和7年4月1日以降に公告する工事に適用する。
- 2 前項の規定に関わらず、令和7年3月31日までに公告したものについては、受発注者間で協議を行い、合意を得た場合、適用することができる。